

アジア太平洋地域ITSフォーラム2018年福岡大会 協賛申込書

申込日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

※ 本欄に署名・捺印の上、本申込書を以下の送付先へご提出いただくことにより、協賛契約が成立します。
 ※ 本申込書の提出後にキャンセルの場合は、裏面の協賛規定（キャンセル条項）に従い、キャンセル料が発生致します。

■協賛社/団体情報 ※各種印刷物・WEBなどへ掲載用の社名・団体名をご記入下さい

フリガナ		(印)
協賛社名・団体名		
同英語表記		

■責任者

部署		役職	
氏名		email	

■担当者 ※事務局からの連絡および請求書送付先をご記入下さい

部署		役職	
氏名		email	
住所	〒 _____		
TEL		FAX	

✓	協賛内容およびPRアイテム	協賛料金（税別）	口数	協賛料金合計
	プラチナスponsor <input type="checkbox"/> カンファレンスバッグ	¥5,000,000		
	ゴールドスponsor <input type="checkbox"/> ノート <input type="checkbox"/> ペン <input type="checkbox"/> 扇子 <input type="checkbox"/> 名刺ケース	¥2,500,000		
	シルバースponsor <input type="checkbox"/> クリアフォルダ <input type="checkbox"/> 携帯防滴ケース <input type="checkbox"/> ミネラルウォーター <input type="checkbox"/> ポストイット	¥1,000,000		
	ブロンズスponsor	¥500,000		
			小計	
			消費税(8%)	
			合計	

■申込書送付先

アジア太平洋地域ITSフォーラム2018年福岡大会 運営事務局 (株) ナノオプト・メディア 内
 担当 Email : sponsor-info@itsap-fukuoka.jp
 住所 : 〒163-1512 東京都新宿区西新宿1-6-1 新宿エルタワー12F TEL : 03-6258-0590 FAX : 03-6258-0598

事務局 記入欄	受理日	担当者	承認	備考

協賛規約

1条【本規約の適用及び遵守】

(1) 本規約は、表面記載の大会（以下「本大会」という。）における協賛の契約（以下「協賛契約」という。）に適用されるものとする。

2条【協賛契約の成立】

- (1) 協賛契約は、アジア太平洋地域ITSフォーラム2018年福岡大会 実行委員会（以下「甲」という。）が表面の正式協賛申込書を、表面記載の申込書送付先にて、郵送、FAX又は電子メールにより受領したときに成立する。（以下、協賛契約の申込者である同契約の一方当事者を「乙」という。）
- (2) 協賛料金は、別紙記載の料金表による。
- (3) 本申込書に記載の協賛料金の金額が、別紙記載の料金表による算定額と異なる場合は、別紙記載の料金表による算定額での協賛契約の申込みとみなす。
- (4) 乙は、協賛契約の申込みにあたり、本規約を承認し、本規約を遵守することを同意したものとみなされる。

3条【協賛料金の支払い】

- (1) 乙は、協賛料金の総額を、甲からの請求に従い、2018年4月末日までに支払うものとする。
- (2) 協賛料金の総額とは、協賛料金に協賛契約成立時点で適用される消費税率により算定される消費税を加算したものを指す。
- (3) 協賛料金の総額の支払いは、甲指定の銀行口座に振り込む方法（振込手数料は乙の負担とする。）で行う。

4条【キャンセル料の負担】

- (1) 協賛契約成立後に乙が自身の都合により協賛契約の全部又は一部をキャンセルした場合、乙は、甲に対し、下記のキャンセル料（以下「キャンセル料」という。）を支払う。

記

キャンセルの時期	キャンセル料
協賛契約成立後	協賛料金の総額の100%

- (2) 乙は、キャンセル料が、甲が協賛契約の対象たる協賛メリットに関して負担する経費、協賛契約の対象たるメリットを他の協賛社へ提供する機会の喪失その他の甲が被る損害に対する賠償であることに同意する。
- (3) 乙が、キャンセル料の対象となった協賛契約の全部又は一部につき甲に対し金員を支払っておりかつ当該金員の合計額（以下「既払額」という。）がキャンセル料を超えていないときは、乙は、キャンセル料と既払額との差額を速やかに甲に支払う。既払額がキャンセル料を超えているときは、甲は、乙に対し、当該超過額を返還する（当該返還に際しては利息を付さない。）。

5条【禁止行為】

乙は、甲の書面による事前の同意がない限り、乙の協賛メリットを第三者に譲渡してはならない。

6条【その他の条件及び規則に対する同意及び遵守】

- (1) 乙は、本規約その他、随時甲が本大会の十分かつ安全な運営のために設ける追加的な条件及び規則（協賛マニュアルその他の甲が乙に交付し又は甲のホームページ上で閲覧可能な状態にした本大会に関する文書を含む。）に同意し、これらに定められた内容を守り遵守する。
- (2) 乙は、甲が、本大会の広告宣伝、本大会の来場者への案内その他甲による広告宣伝又は営業活動において、乙の商号、商標及びロゴを無償で使用することを許諾する。

7条【協賛契約の解除】

- (1) 協賛契約成立後、次の各号のいずれかに該当した場合、甲は、何らの催告を要することなく、協賛契約を解除することができる。
 - ①乙の役員又は関係者が暴力団その他反社会的勢力に該当することが判明した場合その他乙の本大会への参加が不適切であると甲が判断したとき
 - ②乙が3条1項に違反したとき
 - ③乙が7条に違反したとき
 - ④乙が8条に違反したときその他乙が本規約に違反し、甲からの催告にもかかわらず、催告後直ちに違反を是正しないとき
- (2) 前項により協賛契約が解除された場合、乙は、甲に対し、違約金として、協賛料金の総額に相当する金額を支払う（協賛契約の解除時点で既に乙が甲に対し協賛料金の総額を支払っている場合、甲は、当該協賛料金の総額を違約金として充当する。）。
- (3) 1項により協賛契約が解除された場合、乙は、直ちに本大会での協賛又は協賛準備を中止しなければならない。

8条【準拠法及び裁判管轄】

- (1) 協賛契約は日本法によって解釈される。
- (2) 協賛契約に起因して生じるあらゆる紛争については、福岡または東京地方裁判所が第一審の専属的合意管轄を有する。

9条【大会の停止、中止等】

- (1) 甲は、戦争、火災、ストライキ、地震、法規制、天災地変、公共交通機関若しくはユーティリティ・サービスの停止、その他甲が支配できない原因（以下「不可抗力」という。）により必要な場合、本大会の会場、開催期間及び開催時間の変更を行うことができる。乙は、当該変更を理由に、協賛契約の解除又は協賛契約の申込みを取消すことはできない。
- (2) 不可抗力により、本大会の全体若しくは一部が停止され若しくは本大会が開催されなかったとき又は乙の協賛メリットが利用不可能となったとき、甲は、乙に対し、乙より受領した協賛料金の総額の返還は一切行わない。
- (3) 乙は、自らの費用と責任において、前号規定の危険につき保険をかけるものとする。

10条【免責】

- (1) 甲及び甲の役員は、乙、乙の役員及び乙の取引先（訪問者を含む。）に対し、甲の責めに帰すことのできない本大会における事故、盗難、地震等の天災地変、乙の協賛メリットの使用不能から生じたいかなる損害、損失及び費用についても責任を負わない。
- (2) 甲は、乙が本大会における目的を達せられなかったとしても、その責任を負わない。

11条【個人情報の取扱い】

- 乙は、乙が協賛契約に関し記入し甲に提出した情報のうち、個人情報について、次の各号記載の内容を承諾する（なお、甲は、法令等による開示・提供義務が課される場合を除き、乙の承諾がない限り、当該個人情報を第三者に開示・提供しないものとする。）。
- ①甲が取り扱うITS関連の会議、大会、これらに関連するマーケティングサービスの案内に個人情報を利用すること
 - ②前項の利用にあたり、甲が、選定した企業に対し個人情報の取扱いを業務委託する場合があること（当該業務委託の場合、甲は、委託先が個人情報の適切な取り扱いを行うよう管理する。）。